

麦・大豆生産性向上計画の策定について

令和３年４月１日付け２生産第 2495 号
令和３年４月１日付け２農振第 3636 号
令和３年４月１日付け２政統第 2556 号
農林水産省生産局長通知
農村振興局長通知
政策統括官通知

一部改正 令和４年４月１日付け３農産第 3579 号
令和４年４月１日付け３農振第 3051 号
農林水産省農産局長通知
農村振興局長通知

主食用米の需要については、毎年減少傾向にあるところ、麦・大豆の需要は、中期的には安定・堅調に推移しており、水田フル活用・食料自給率向上の観点から、国産麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収量の安定、生産性の向上が求められている。

このため、国のみならず地方公共団体等においても関係部局が連携して、麦・大豆の需要の把握と、実需の求める生産の実現に向けた産地の育成に計画的かつ一体的に取り組む必要がある。取組の推進に資するよう、麦・大豆生産性向上計画の策定について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、円滑な実施が図られるよう御配慮いただきたい。

別紙

麦・大豆生産性向上計画の策定

第1 目的及び趣旨

主食用米の需要については、毎年減少傾向にあるところ、中期的に安定・堅調に推移している麦・大豆については、水田フル活用・食料自給率向上の観点から、需要を捉えた国内生産を拡大する必要がある。

麦・大豆の生産拡大に向けては、実需との連携強化により、需要に応じた品種・品質・量の安定供給を実現するとともに、生産コストの低減や、軽労化による生産性の向上により、農家所得の向上や担い手の負担軽減を進めることが重要である。

また、麦・大豆の生産・需要の課題は、産地の状況等によって異なり、画一的な対策では改善効果に限界がある。このため、生産性の向上と需要に応じた麦・大豆の生産拡大に向けては、地域の水田担当、麦・大豆担当、基盤整備担当等の地方公共団体の関係部局、JA等の関係団体等が連携して問題意識を共有し、一体となって計画的に取組を進めていくことが重要である。

これらを踏まえ、麦・大豆の団地化等による生産性の向上や需要に応じた生産拡大を目的とした「麦・大豆生産性向上計画（以下「麦・大豆計画」という。）」に基づき、地方公共団体等の関係者が連携し行う計画的かつ一体的な取組を推進する。

第2 定義

本通知において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 生産性向上

生産コストや労働時間の低減、収量や品質の向上等による農家所得の向上や労働負担の低減をいう。

2 生産強化

需要のある品種・作物の生産拡大に向けた産地の生産体制の整備をいう。ただし、実需の動向や需要を考慮しない生産拡大に関する取組は除く。

3 団地

一連の農作業の継続に支障が生じない同一作物を栽培している2筆以上の隣接する農地をいう。なお、団地とする面積については、都道府県が麦・大豆計画において定めることとする。

第3 麦・大豆計画

都道府県は、水田における麦・大豆の生産性向上及び生産強化を図るための計画として、次に掲げる事項を内容とする麦・大豆計画（別紙様式第1号）を策定するものとする。

麦・大豆計画には、都道府県内の産地段階において、地域農業再生協議会等（以下「作成主体」という。）が2の（7）に掲げる事項を内容として作成する麦・大豆産地生産性向上計画（別紙様式第1号別添2。以下「産地計画」という。）を含むものとする。

なお、産地計画においては、団地の集積率（以下「団地化率」という。）の目標設定を必須とする。

1 策定主体

都道府県

2 麦・大豆計画の内容

（1）麦・大豆の生産性向上に向けた方針

（2）麦・大豆生産の現状と課題

- (3) 課題解決に向けた取組方針・計画
- (4) 推進体制及び役割
- (5) 他計画・プラン等との連携
- (6) 活用予定の事業
- (7) 産地計画
 - ① 麦・大豆の生産性向上・生産強化に向けた方針
 - ② 麦・大豆生産の現状と課題
 - ③ 課題解決に向けた取組方針・計画
 - ④ 推進体制及び役割
 - ⑤ 他計画・プラン等との連携
 - ⑥ 活用予定の事業

第4 麦・大豆計画の手続

1 麦・大豆計画の策定

- (1) 都道府県は、第5の1で提出された都道府県内の産地計画の内容を踏まえ、麦・大豆計画を策定し、別紙様式第1号により地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった麦・大豆計画について、別記の承認基準に照らして審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、別紙様式第2号により都道府県に通知するものとする。
 - (3) 都道府県は、(2)の承認がなされた後、おおむね2週間以内に都道府県のホームページ等で麦・大豆計画のうち第3の2の(1)から(6)まで並びに(7)の①及び②を公表するものとする。なお、個人名、企業名等は必要に応じて非公開とすることが可能とする。
- ##### 2 都道府県が、麦・大豆計画の承認後に、第3の2の(1)、(3)、(6)及び(7)について変更を行う場合は、1の規定を準用し、速やかに変更した麦・大豆計画の承認を受けることとする。その他の項目について変更を行った場合は、変更後の麦・大豆計画を地方農政局等に提出することとする。
- ##### 3 都道府県は、1の(2)の通知を受けた翌年度以降、毎年度6月末までに、第5の4で提出された都道府県内の産地計画の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により地方農政局等へ実績報告を行うものとする。
- ##### 4 地方農政局等は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないと判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- ##### 5 都道府県は、4の指導・助言を受けた場合には、当該産地計画の作成主体に改善計画を提出させた上で、その内容を踏まえ、別紙様式第4号により地方農政局等に改善計画を提出するものとする。
- ##### 6 地方農政局等は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、都道府県に改善状況の報告をさせるものとする。ただし、以下のいずれかに該当し、地方農政局等が妥当と判断した場合には、都道府県は目標を変更し、又は改善状況の報告を終了することができるものとする。なお、目標を変更する場合の手続は、1の規定を準用する。
- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

第5 産地計画の手続

- 1 作成主体は、産地計画を作成し、都道府県の指定する期日までに、都道府県に提出するものとする。
- 2 作成主体が、承認を受けた麦・大豆計画に含まれる産地計画の変更を行う場合は、1の規定を準用する。
- 3 作成主体は、毎年度、都道府県の指定する期日までに、別紙様式第3号別添2により都道府県に実績報告を行うものとする。
- 4 都道府県は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないと判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- 5 作成主体は、都道府県より、第4の5の改善計画の提出を求められた場合、都道府県が指定する期日までに、別紙様式第4号別添2により都道府県に改善計画を提出するものとする。
- 6 都道府県は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。

第6 対象事業

第3の2の(6)及び(7)の⑥には、以下の事業及び都道府県、市町村等の事業を記載するものとする。

- 1 水田麦・大豆産地生産性向上事業（水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 2 麦・大豆保管施設整備事業（麦・大豆保管施設整備事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1954号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 3 みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうちスマート農業の総合推進対策のうちデータ駆動型農業の実践・展開支援事業（データ駆動型農業の実践体制づくり支援）（みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱（令和2年4月1日付け元農会第862号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 4 持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援のうち作付体系転換支援事業（持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 5 農業競争力強化農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 6 国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 7 国営緊急農地再編整備事業（国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 8 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 9 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）

第7 助成

国は、予算の範囲内において、産地計画に位置付けられた事業について、優先配分、優先的な採択等の措置を行うものとする。

附 則

この通知は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和４年４月１日から施行する。

麦・大豆計画の承認基準

1. 需要に応じた生産に向けた取組方針が計画されていること。
2. 生産性向上・生産強化の実現に向けた具体的な取組方針が計画されていること。
3. 各作物について、需要を踏まえた上で、生産量が増加する目標となっていること。生産量の増加は、原則として、作付面積・単収両方の増加により達成すること。
ただし、需要のある品種への転換に取り組む等の理由で、生産量の増加を目標とすることが困難な場合は、生産量ではなく、作付面積または単収の増加をもって承認できることとする。
4. 麦で直近の民間流通連絡協議会における販売予定数量が購入希望数量を上回っている品種については、この解消に向けた具体的な方針が記載され、それに見合った作付面積の目標となっていること。
5. 原則、各作物について団地化率が向上する目標となっていること。
ただし、団地化率が既に高い（８割を目安とする）場合は、団地化面積の向上をもって承認できることとする。
6. 地方公共団体の関係部局（水田政策担当、作物担当、基盤整備担当等）や生産者団体等、麦・大豆の生産強化に関わる組織により推進する体制になっていること。
7. 人・農地プランを始めとした他の既存の計画やプランとの連携が図られていること。

なお、産地計画の承認基準は、上記麦・大豆計画の承認基準に準拠する。